

令和 6 年度

4 月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和 6 年 4 月 1 8 日

1 開 会 14時00分

教育長から、「臨時代理報告第1号」については、個人情報を含むものであることから、「その他③」については、後日公表されるものであることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、令和5年度3月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第1号 宮崎県教科用図書選定審議会への諮問について

義務教育課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

教科用図書発行者との関係についての教職員への周知については、どのように行っているのでしょうか。

義務教育課長

令和4年度に、教科書会社からの不適切な飲食物等の提供について大きな問題が起きました。そういった問題を避けるために、毎年度、県教育委員会から市町村教育委員会を通じて、教科用図書発行者との関係における禁止事項について全教職員へ周知徹底を行うよう通知を出しております。

県教育委員会が作成している教科用図書発行者との関係に関するチェックリストも積極的に活用しながら指導をお願いしているところであります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

4 その他

◎ その他① 令和5年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

就職者数において、一般就労とA型という記載がありますが、A型について説明をお願いします。

また、就職希望者50名のうち47名が就職されたということですが、残りの3名はどうされたのか教えてください。

特別支援教育課長

A型については、福祉的な就労には入りますが、事業所と雇用契約を結び、最低賃金の給与を保障するものであります。

一方で、雇用契約を結ばず工賃という形で給与が支払われるB型というものもあります。

就職を希望しましたが、できなかった3名については就労移行支援事業所または職業能力開発校に通いながら、一般就労を目指しております。特別支援学校に配置している自立支援推進員も卒業後のフォローアップをしているところであります。

柳委員

昨年度、みなみのかぜ支援学校を視察し、職業に関する学習をする子どもたちに手厚い支援を行っているなど感じたところでした。

島原委員

就職率が増えているのはよいことだと思いますので、今後とも希望する方が確実に就職できる仕組みができるとうよいと思います。

昨年度と今年度を比べて、特に増えた職種があれば教えてください。また、その要因についても教えてください。

特別支援教育課長

増えた職種というものは特にありません。就職者が増えた要因については、県内4校に設置した職業コースにおいて、スクールバスを利用して学校外で実習したり、デュアル教育システムにおいて、個別実習等を実施したりして、生徒の一般就労への意識が向上し、一般就労へチャレンジする生徒が増えたということだと思います。

なぜかと言いますと、令和4年度は就職者の割合が23.2%で、就労移行支援が20.5%だったのですが、令和5年度は、就職者の割合が30.1%、就労移行支援が10.9%ということで、10%近くが就労移行支援ではなく、就職に向かっていることが分かったからであります。

島原委員

求職する方の意識が高まったということはすばらしいと思います。一方で、企業側の努力があると、もっと進むのかなと思います。

企業側は、支援が必要な方を受け入れるための仕事の整備に手間がかかったりすることもありますので、うまくマッチングさせる仕組みができるとよいなと思います。

特別支援教育課長

企業等とのマッチングについては、これまでも自立支援推進員や進路指導主事等が行っているところですが、高等特別支援学校が設置されるにあたって、企業との連携については確実に、着実にやっていかなければならないことだと思いますので、今後も更に推進していきたいと思います。

教育長

高等学校における、就職を支援するコーディネータと似たような役割を担っている方について、今、特別支援教育課長が説明をしたところです。卒業してもまだ就職していない子どもたちの後も追いかけております。高等学校でも同じように、卒業してもまだ就職していない子どもたちの後を追いかけております。

補足しますと、就労移行支援については福祉サービス利用の欄の一番上に20.5%が10.9%になったという記載があり、就労支援が機能し始めたという説明が先程ありました。その下にB型があり、A型との比較になる部分になります。福祉サービスの分野に入っております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

◎ その他② 令和6年度県立高等学校生活支援員の配置について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

木村委員

支援員の配置については、いつでも学校が希望すれば、配置可能なのでしょうか。

また、1年生での希望があった場合、中学校からの申し送りはあるのでしょうか。

特別支援教育課長

学校の申し出を受け、障がいの状態等を見て配置できるかどうか判断してまいります。年度途中でも申請があれば、状況を見て配置を判断することもあると思います。現在ではそういった状況はありませんが、今後起こりうるのかと思います。

1年生については、中学校の支援員の配置状況を見て、最大値を確認し、その生徒たちが希望することを想定しながら予算をとっております。

柳委員

本年度の配置は11名とのことですが、配置人数は増加していると捉えてよいのでしょうか。

特別支援教育課長

昨年度、生活支援員は9名配置でしたので、今年は2名増加している状況であります。

教育長

例年、少しずつ増えてきている状況だと思います。合格してからではないと動き始められないというところが難しい部分ではあり

ます。出願してくる時に、障がいの状況や、中学校のときに支援を受けていたということが分かりますので、入試の時から配慮は始まります。座席の位置や、一緒に持ち込める物、問題用紙の文字の拡大、試験時間の調整等についても配慮が必要です。

合格してからでないと言と支援員の配置について動けないところが悩みではあります。

松山郁子委員

事業内容の(3)の支援について、これまでの学校内の支援と比べて、方法や内容が違ってくると思いますが、通常支援している支援員が行うのでしょうか。また、保護者がこれまで付き添っていたこともあったかもしれませんが、そういったことも併用できるのでしょうか。どういった支援を具体的に想定しているのか教えてください。設備や修学旅行先での費用がかかるのかと思い、質問しました。

特別支援教育課長

入浴介助については、福祉施設からの派遣を想定しております。これまでも、入浴介助等の希望があったのですが、そういった方々につきましては、状況を見て、高校教育課や特別支援教育課を含めて、生活支援員や教職員の増枠を行ってきたという経緯があります。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

他に何かありますか。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、年度が代わり5月16日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。

傍聴者の方は、御退席をお願いします。

暫時休憩とします。

(14:28終了)